破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市城辺字砂川629番地５
債務者　平安山卓也
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第１７２号
函館市上野町14番３号
債務者　成田　将陛
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
北海道標津郡標津町北６条西１丁目１番22号
債務者　佐々木フサ
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３０号
岩手県大船渡市末崎町字平林87番地１　市営住宅平南アパート309号、前住所岩手県大船渡市末崎町字大田142番地10　大船渡市大田応急仮設住宅１－５号
債務者　高松　勝雄
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３１号
岩手県大船渡市末崎町字平林87番地１　市営住宅平南アパート309号、前住所岩手県大船渡市末崎町字大田142番地10　大船渡市大田応急仮設住宅１－５号
債務者　高松　節子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３２号
岩手県西磐井郡平泉町長島字山谷87番地
債務者　鎌田　　有
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第９３１号
名古屋市千種区汁谷町42番地　汁谷荘１棟603号
債務者　清水　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７２号
北九州市八幡東区荒手１丁目３番56―207号
債務者　荒木　啓介
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２１号
北九州市八幡西区上の原３丁目４番22号（ドムス上の原201）
債務者　下村　隆志
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５７号
岐阜県大垣市本今４丁目88番地１　ディアス本今　Ｃ―202
債務者　丸岩アキラこと　マルイワ　セルソアキラ
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
岐阜県大垣市本今４丁目88番地１　ディアス本今　Ｃ―202
債務者　丸岩チズこと　スギムラ　マルイワ　エリザベス　チズ
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
岐阜県大垣市本今４丁目88番地１　ディアス本今　Ｃ―202
債務者　丸岩アケミこと　マルイワ　アドリアナ　アケミ
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２５３５号
大阪市北区本庄東３丁目９番13号　レジデンス旭　701号室
債務者　長谷川尚美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９４号
大阪市西区江戸堀３丁目６番２―608号
債務者　板井海英こと　ＫＷＯＮ　ＨＡＥ　ＹＯＵＮＧ　權　　海英
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１１号
大阪市西成区津守３丁目５番47号
債務者　有光　由香
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５０号
大阪府門真市大橋町７番６号
債務者　田淵　弘二
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６６号
大阪市東淀川区下新庄１丁目11番８―603号
債務者　伊賀　裕晃
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部